

「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」に反対する会長声明

法務省の「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」（以下「本専門部会」という。）は、2020年6月19日、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（以下「本提言」という。）を公表した。しかし、当会は、本提言のうち、特に以下の3点の提言について反対を表明する。

1 「退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設」について

本提言では「退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設」として、退去強制令書の発布を受けた被退去強制者に対し、「渡航文書の発給の申請等の一定の行為を行うよう命ずること」や、「一定の期日までに退去するよう命ずることにより渡航文書の発給申請等や退去を義務付ける制度を創設するとともに、これらの義務の履行を確保するため、命令違反に対し罰則を定めることを検討するとされている（本提言「第4」1(3)）。

しかしながら、被退去強制者の中には、日本で育ち日本に家族があり、帰国した場合に身の危険が生じることから退去しない又はできないという事情を抱える者がいる。

加えて、被退去強制者の中にも在留特別許可や難民認定を求める者がおり、その許否について司法による判断もなされていない段階で、刑事罰をもって帰国を強制することは、これらの者の裁判を受ける権利を侵害するおそれがある。加えて、被退去強制者の家族や支援者らの活動を萎縮させ、場合によっては共犯とされる可能性が払拭できない。

2 「送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置」について

本提言では、出入国管理及び難民認定法が規定する、難民申請中の送還を停止する効力について、再度の難民認定申請者について、「送還停止効の例外」の導入を創設することを検討するとされている（本提言「第4」1(4)）。

しかしながら、日本においては、難民認定立は厳しく（令和元年の難民認定立は約0.4%である）、初回の難民認定申請の手続きが問題なく適切に実施されているかについて疑問がある。そもそも、この提言は、初回の難民認定手続きが適正になされていることを前提とするものであるところ、まず行うべきは難民条約の解釈・運用に関する国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の解釈・勧告等を尊重するための法整備等、難民認定の質の向上のための具体的措置で難民認定手続きの適正化こそ実施すべきである。

誰一人として迫害を受けるおそれのある地域に送還してはならないという「ノン・ルフールマン原則」が徹底されるべきであって、現状においてこの送還停止効の例外を創設することは、この原則と抵触しうるものである。

3 「仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設」について

本提言では、「仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設」として、仮放免された者が定められた条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく出頭しない行為に対する罰則の創設を検討するとされている（本提言「第4」2(3)イ）。

しかしながら、日本では、いわゆる全件収容主義のもと、長期にわたる無期限の収容が続き、その必要性や相当性の検討がなされているか不明である。そのため、まずは、収容期限に上限を設け、必要性相当性を欠く長期収容を解決することが先決である。

4 最後に

刑罰を科すことは最終的な手段であり、以上のとおり、本提言で検討すべきとされている罰則の創設は、刑法の謙抑性の観点からも問題がある。

愛媛県内には、95カ国、約1万2000人の外国人が生活しており、10年前に比べ128%の伸びを示し、県の人口に占める割合は約1パーセント近くになる。国籍や民族などの違いにかかわらず、人権と個性を尊重する地域社会を目指すなかで、今般の専門部会による本提言の内容は、共生社会の一員である外国人の人権を脅かし、彼らを支援する人々や弁護士が犯罪者となる可能性を含み、彼らに対する支援や生活を困難な状況にすることを許容するものが含まれている。

したがって、本提言に基づいて出入国管理及び難民認定法が改正されることには強く反対するものである。

以 上

2021年（令和3年）2月8日

愛媛弁護士会

会長 森本明宏